

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和2年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級
造園（2級に限る。）、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、工場板金、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係る学科に限る。）、半導体製品製造、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、和裁、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)	1級及び 2級
バルコニー施工	等級を区 分しない
造園、機械加工（普通旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（シーケンス制御は学科に限る。）、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、かわらぶき、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、機械・プラント製図、電気製図及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート	3級

仕上げに係るものに限る。)

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和2年12月4日(金)から令和3年2月21日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実施期日
機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)	1 級 及び 2 級	令和3年 1月24日 (日)
電気機器組立て、配管及び型枠施工	3 級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特 級	令和3年 1月31日 (日)
工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図	1 級 及び 2 級	
バルコニー施工	等 級 を 区 分 し な い	
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図	3 級	

半導体製品製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）	1 級 及び 2 級	令和 3 年 2 月 7 日 (日)
機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）	3 級	
機械加工（普通旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、電子機器組立て及び左官	3 級	令和 3 年 2 月 11 日 (木)
造園（2 級に限る。）、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工及び左官	1 級 及び 2 級	令和 3 年 2 月 14 日 (日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和 2 年 10 月 5 日（月）から 16 日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

愛媛県職業能力開発協会

〒791-1101

愛媛県松山市久米窪田町 487 番地 2 愛媛県産業技術研究所内

電話 (089)993-7301